

島根県立都市公園における樹木のオーナー制度実施要領

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とした公園施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まっていることから、多様な主体が自らの判断に基づき県への寄附によりメッセージとオーナー名を記入した銘板を付すことができる樹木を公園に植樹する活動（以下「樹木のオーナー制度」という。）を行うことにより、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに、公園利用の促進等を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「県」とは、島根県出雲県土整備事務所、島根県浜田県土整備事務所、又は島根県益田県土整備事務所をいう。
- 2 この要領において「公園」とは、石見海浜公園又は万葉公園の県立都市公園をいう。
 - 3 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
 - 4 この要領において「応募者」とは、樹木のオーナー制度により申し込みをした者をいう。
 - 5 この要領において「オーナー」とは、前項に規定する応募者がオーナー選定基準により選定された者をいう。

(応募)

第3条 樹木のオーナー制度により申し込みをする者は、各公園の窓口に備えている申込用紙（様式一A）に必要事項を記入の上、同窓口に郵送または直接持参するものとする。
なお、申込用紙は管理者に電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより各公園ホームページからダウンロードできるものとする。

(選定基準)

第4条 オーナー選定は県が行うが、次の場合を除き、応募者をオーナーとする。

- (1) 植樹の内容が公園の景観、イメージ又は地域特性にそぐわないと判断される場合。
 - (2) 銘板に記入するメッセージの内容が公園にふさわしくないと判断される場合。
 - (3) 銘板に記入するオーナー名が公園の景観又はイメージにそぐわないと判断される場合。
 - (4) 応募者多数により植樹場所が確保できない場合。
- 2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
 - 3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

(植樹の場所)

第5条 管理者は予め県と協議し、植樹が可能な場所を決定する。

2 応募者は、管理者が提示する植樹場所から希望する植樹場所を選択するものとする。

(樹種)

第 6 条 植樹する樹木の種類等は公園毎に別に定める樹種リストから応募者が選定することとする。

(確認書)

第 7 条 オーナーは、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成 6 年 1 月 28 日島根県規則第 1 号）第 13 条第 2 項第 1 号に規定する寄附申込書（様式第 2 号）を県に提出するとともに県及び管理者と確認書（様式－B）を交わすものとする。

(植樹)

第 8 条 オーナーは、第 7 条に規定する確認書を交わした後、管理者と植樹の日程調整を行い、管理者の立ち会いのうえ植樹をするものとする。また、オーナーは、植樹に關して管理者から必要な助言や指示を受けるものとする。

2 オーナーは、希望する樹種、樹齢又は本数等に応じた樹木や植樹に必要な材料や道具等の調達を自らが行うか、あるいは管理者に当該調達を依頼することができるものとする。なお、後者において当該調達に要する経費はオーナーが負担するものとし、その負担金をオーナーが管理者の指定する金融機関の口座へ振り込んだ後、管理者が前述の調達を行うこととする。

(オーナー登録簿)

第 9 条 管理者はオーナー登録簿（様式－C）を作成し、植樹する樹木の登録から抹消までの管理を行うものとする。

(期間)

第 10 条 オーナー期間は永年とする。ただし、県が枯損により伐木する場合は、県は伐木をする 1か月前までにその旨をオーナーに通知するものとする。

(銘板)

第 11 条 植樹する樹木には銘板を設置することとする。銘板はオーナーからのメッセージ（40 字以内）とオーナー名を刻んだプラスチック製とし、制作にかかる費用はオーナーの負担とし、管理者が制作して設置するものとする。

(樹木の管理)

第 12 条 植樹された樹木の管理（剪定・灌水・施肥等）は管理者が行うものとする。
2 オーナー自らが管理を希望する場合は、県及び管理者はこれを妨げないものとするが、それに必要な費用はオーナーが負担するものとする。

(登録抹消)

第 13 条 オーナーの希望でオーナー登録を抹消したい場合、管理者に連絡の上、オーナーが銘板を撤去する。